

ではなかつたわけだが、今度はそれが出てきたという関係があります。

でも、ぜひこの小委員会の審議の中で明らかにし

ていただきたいと思ひますのは、常任委員会としての国家基本政策委員会を設置することで、遠藤

さんが朝旨説明されました、総理大臣と野党との一対一の論議をやるということになるのが、どうしても説明がつかないわけです。その問題が一つ重要な問題としてあるということ。

それから、国家基本政策あるいは国家の基本政策ですか、そういう言葉が衆議院規則案の中に出てきますが、国家の基本政策の概念というのは一
本可なりか。

常任委員会について、常任委員会の審議事項、所管事項を衆議院規則はずつと書いてあります。

今度もこれは載せられるわけです。四十一條の二項に載る、あるいは四十一條の三項は參議院ですけれども、その審議の目的ですね。衆議院の場合には、例えば環境庁の所管事項とか自治省の所管事項とかいうことなっています。

ところが、今度は、この常任委員会は、十七号に出されるのは「国家の基本政策に関する事項」となっているのです。国家の基本政策に関する事項というのは一体何なのか。全然どこからも出てこないのです。そういう点で、甚だよくわからないといふことがござりますので、そちらの点を論議していただきたいというのが一つであります。

次に、政府特別補佐人という言葉が、これも一つの概念として出てくるわけであります。

この六十九条の改正案では、四つのことが書かれています。内閣法制局長官と人事院総裁、公害等調整委員会の委員長、それからもう一人、公正取引委員会の委員長、この四つが政府特別補佐人というふうになっているのですけれども、その四つを特別補佐人というだけのことであって、それ以外のことは何もないわけですね。だから、これは政府特別補佐人という名前をつけた意義があるの條文の中からそれをのけてしまったらどうなの

だ、のけたって一つも変わらないということにならってしまうのです。そういう点で、なぜ政府特別補佐人となる新たな概念をつくったのかということがあります。それから、問題は、この政府特別補佐人と言わ
れている四つの役職の人は、いずれも今までの政
府委員だった人です。新たに国務大臣と一緒に出席できるという政務次官というのも、全部政府委員だったわけですね。だから、三百何十人とか人
数はそのときによって違いますけれども、政府委員の中に入つておったうちの政務次官とこの四つだけが、政務次官は次官、四つは特別補佐人とい
う形で出てくる。そうすると、結局、今までの政
府委員のうちのこれだけ残したということになる
わけです。あと、名前を変えたというだけなん
だ。

ということになると、これはどういうことにな
るんだろうな。政府委員制度を廃止するとい
うけれども、政府委員だった人の一部が残つておる。
そして、今まで慣例的に入つていた人の中で、例
えば宮内庁長官なんといつたら、内閣委員会の調
査事項は、宮内庁に関する所管事項というのがあ
るのでされども、その問題について言えば、宮
内庁長官が出てこなかつたら審議できないとい
うことになるのだろうと思うのですけれども、宮内
庁長官は特別補佐人の中に入らない。どこへどう
いう基準を置いているのか、さっぱりわからな
い。そこの点も含めて、これはぜひひとつ詳し
く審議をしていただきたい。

さらに、政府参考人というのが衆議院規則に卒
然として出てくるということで、これも全く、今
時間の関係がありますので、問題として私たち
は、これははつきりしてもらわないと、規則、國
会法のていをなさないことになつてしまふのでは
ないかという感じさえ私はしております。実際の
運営上は非常におかしなことになるというふうに
思いますが、

とりあえず問題点について、ぜひ明らかにして

いたい点を概略だけを申し上げてお
さたいと思います。

党内論議をしておるきなかでござります。どうしても論議を尽くさなければいけない

問題点が幾つかござります。とりわけ国家基本政策委員会です。党首たる者が、例えば衆議院の党

と同時に、何よりも大事なことは、常任委員会同査官ある、は去司北づこ國の圖書百種をもつてゐるのか。拒否された場合に一体どうなるのか寺々を含めて、まだまだ論議をしなければいけないというような部分があろうかと思つております。

あるいは各会派の政策スタッフなどの立法府

国会法の一部を改正する法律案

國會在那一部憲法上所作的修改

国会法(昭和二十一年法律第七十九号)の一部を
次のように改正する。

第十一章の二 衆議院の憲法調査会
第一百一条の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける。
第一百二条の七 前条に定めるもののほか、衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定める。

附則

1 この法律は、次の常会の召集の日から施行す

議員の職務、旅費及び手当等に関する法

〔昭和二十二年法律第八十号〕の一部を次のよう改定する。

は改正する。

院の憲法調査会長」を加える。

3 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する事項

る法律(昭和二十一年法律第八十一号)の一部を
次のように改正する。

お持ち帰りをいただいて、いろいろ各党間でも御協議を、また党内での手続をよろしくお願ひした

第六条中「調査会」の下に「衆議院の憲法調査会」を加える。

理由

日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院憲法調査会規程案

衆議院憲法調査会規程

(設置の趣旨)

第一条 憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとする。

(報告書)

第二条 憲法調査会は、前条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとする。

第三条 憲法調査会は、調査の経過を記載した中間報告書を作成し、会長からこれを議長に提出することができる。

第四条 憲法調査会は、五十人の委員で組織する。

(委員)

第五条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

第六条 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

第七条 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

第八条 衆議院規則第三十七條、第三十九條及び第四十条の規定は、委員について準用する。

(会長)
(委員の派遣)

第五条 憲法調査会の会長は、憲法調査会において委員が互選する。

第六条 会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法調査会を代表する。

(幹事)
(幹事)

第七条 憲法調査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

第八条 会長は、憲法調査会の運営に関し協議するため、幹事を聞くことができる。

第九条 衆議院規則第三十八条第一項の規定は、幹事について準用する。

(小委員会)
(開会)

第十条 憲法調査会は、小委員会を設けることができる。

第十二条 衆議院規則第九十条の規定は、小委員会について準用する。

(公聴会)
(参考人)

第十三条 憲法調査会は、会期中であると閉会中であると問わず、いつでも開会することができます。

第十四条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

第十五条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(報告又は記録の提出)

第十六条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

第十七条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

第十八条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

第十九条 憲法調査会は、会期中であると閉会中であると問わず、いつでも開会することができます。

第二十条 憲法調査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第二十一条 憲法調査会は、議題について、自由に質疑し、及び意見述べることができる。

(委員の発言)
(委員ではない議員の意見聴取)

第二十二条 憲法調査会は、調査中の案件に関する。

第二十三条 憲法調査会は、議題について、自由に質疑し、及び意見述べることができる。

(委員の発言)
(委員ではない議員の意見聴取)

第二十四条 憲法調査会は、議題について、自由に質疑し、及び意見述べることができる。

(委員の発言)
(委員ではない議員の意見聴取)

第二十五条 憲法調査会は、議題について、自由に質疑し、及び意見述べることができる。

(委員の発言)
(委員ではない議員の意見聴取)

第二十六条 憲法調査会は、議題について、自由に質疑し、及び意見述べることができる。

2 衆議院規則第一百三十五条の規定は、憲法調査会における懲罰事犯について準用する。

(会議の公開及び傍聴)
第十二条 憲法調査会の会議は、公開とする。

2 会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議の公開及び傍聴)
第十三条 憲法調査会は、会議録を作成し、会長及び幹事がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第十九条の規定により会長が取り消された発言については、この限りでない。

(会議録)
第十四条 憲法調査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(細則)
(附則)

第二十五条 この規程に定めるもののはか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法調査会の議決によりこれを定める。

2 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

3 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

4 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

5 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

6 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

7 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

8 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

9 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

10 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

11 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

12 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

13 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

14 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

15 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

16 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

17 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

18 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

19 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

20 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

21 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

22 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

23 この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

平成十一年七月八日印刷

平成十一年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B